

資料編

- 1 阿見町第6次総合計画策定の経緯
- 2 諮問書
- 3 答申書
- 4 阿見町総合計画の策定等に関する条例
- 5 阿見町総合計画審議会条例
- 6 阿見町総合計画審議会委員名簿
- 7 阿見町第6次総合計画策定協議会設置要綱
- 8 阿見町第6次総合計画策定協議会委員名簿
- 9 施策別指標一覧
- 10 計画体系一覧

1 阿見町第6次総合計画策定の経緯

検討経緯

平成 23 年度		
平成 24 年 2 月 25 日	全員協議会	阿見町総合計画の策定等に関する条例の制定について
平成 24 年 3 月 12 日	条例制定	阿見町総合計画の策定等に関する条例
平成 24 年度		
平成 24 年 4 月 1 日	条例施行	阿見町総合計画の策定等に関する条例
平成 24 年 5 月 7 日 ～ 6 月 4 日	町民意向調査 (郵送アンケート調査) の実施	
平成 24 年 6 月 12 日	議会全員協議会	阿見町第 6 次総合計画策定の進め方と予定について
平成 24 年 7 月 30 日	庁議	策定方針説明
平成 24 年 8 月 29 日	第 1 回 阿見町総合計画審議会	委嘱状交付, 会長・副会長選出, 進め方について審議
平成 24 年 9 月 3 日	議会全員協議会	町民意向調査の結果について
平成 24 年 10 月 23 日	庁議	策定状況の報告 策定作業の説明
平成 24 年 10 月 30 日	各課等の長を対象とする説明会	策定方針, 予定, 状況の説明
平成 24 年 11 月 6 日 ～ 22 日	職員インタビューの実施	
平成 24 年 11 月 16 日	各種団体ヒアリング	コミュニティ・町民参画
平成 24 年 11 月 28 日	各種団体ヒアリング	安全・安心
平成 24 年 11 月 29 日	各種団体ヒアリング	産業振興
平成 24 年 12 月 3 日	各種団体ヒアリング	健康・福祉
平成 24 年 12 月 3 日	町長ヒアリング	
平成 24 年 12 月 5 日	第 1 回 阿見町第 6 次総合計画策定協議会	
平成 24 年 12 月 5 日	第 1 回 町民討議会 第 2 回 町民討議会	暮らし・生活の現状と課題 地域の現状と課題
平成 24 年 12 月 26 日	第 2 回 阿見町総合計画審議会	総合計画の全体構成, 人口フレームについて審議
平成 25 年 1 月 25 日	第 2 回 阿見町第 6 次総合計画策定協議会	
平成 25 年 1 月 30 日	各種団体ヒアリング	環境

平成 25 年 2 月 13 日	第 3 回 阿見町総合計画審議会	序論 (案), 基本構想 (案) について審議
平成 25 年 2 月 24 日	第 3 回 町民討議会 第 4 回 町民討議会	住み続けたいまちとなるために 住みたくなるまちとなるために
平成 25 年 3 月 18 日	基本計画策定説明会	基本構想 (案) の説明, 策定作業と予定の説明
平成 25 年 3 月中旬 ～ 5 月中旬	町総合窓口において転出者を対象 とするアンケート調査	
平成 25 年度		
平成 25 年 5 月 8 日	第 3 回 阿見町第 6 次総合計画策定協議会	
平成 25 年 5 月 8 日	各種団体ヒアリング	教育・生涯学習
平成 25 年 5 月 11 日	町民討議会 (大学生・高校生対象)	- 夢のある阿見町の将来について皆さんと考えます -
平成 25 年 5 月 19 日	第 5 回 町民討議会 第 6 回 町民討議会	協働のまちづくりについて
平成 25 年 5 月 28 日	第 4 回 阿見町総合計画審議会	基本構想 (案), 基本計画策定の進め方について審議
平成 25 年 6 月 26 日	第 4 回 阿見町第 6 次総合計画策定協議会	
平成 25 年 7 月 23 日	第 5 回 阿見町総合計画審議会	基本計画 (案) 第 1 章について審議
平成 25 年 8 月 1 日	第 5 回 阿見町第 6 次総合計画策定協議会	
平成 25 年 8 月 7 日	第 6 回 阿見町総合計画審議会	基本計画 (案) 第 3 章について審議
平成 25 年 8 月 23 日	第 7 回 阿見町総合計画審議会	基本計画 (案) 第 4 章について審議
平成 25 年 8 月 30 日	第 8 回 阿見町総合計画審議会	基本計画 (案) 第 2 章について審議
平成 25 年 9 月 2 日	議会全員協議会	策定状況, 基本構想 (案), 基本計画の構成について
平成 25 年 9 月 26 日	第 6 回 阿見町第 6 次総合計画策定協議会	
平成 25 年 10 月 8 日	第 9 回 阿見町総合計画審議会	重点施策 (案), 答申書 (案) について審議
平成 25 年 10 月 18 日 ～ 11 月 1 日	パブリック・コメントの実施	
平成 25 年 11 月 7 日	審議会答申書ワーキング	答申書案の作成
平成 25 年 11 月 21 日	第 7 回 阿見町第 6 次総合計画策定協議会	パブリック・コメントの報告と回答案
平成 25 年 11 月 28 日	第 10 回 阿見町総合計画審議会	答申書 (案) について審議
平成 25 年 12 月 2 日	議会全員協議会	阿見町第 6 次総合計画の策定について
平成 25 年 12 月 10 日	議案提出	阿見町第 6 次総合計画基本構想について
平成 25 年 12 月 24 日	議決	阿見町第 6 次総合計画基本構想について

2 諮問書

阿企財第 118 号
平成 24 年 8 月 29 日

阿見町総合計画審議会
会長 岩井 浩一 様

阿見町長 天田 富司男

阿見町第 6 次総合計画（基本構想及び前期基本計画）について（諮問）

阿見町第 6 次総合計画（基本構想及び前期基本計画）を策定したいので、阿見町総合計画審議会条例第 2 条の規定により意見を求めます。

諮 問 理 由

本町は現在、阿見町第 5 次総合計画による町政運営を進めております。平成 16 年に基本構想及び前期基本計画が策定され、うち前期基本計画は平成 21 年に後期基本計画に改定され現在に至ります。現計画は、中長期的な展望に立った新たなまちづくりの方向性と進むべき目標を定め、財政計画や施策評価などと連動したマネジメントの下、施策展開と事業実施により、まちづくりの進展に寄与してきたところです。

しかしながらこの間、地方分権の進展が一層進むとともに、少子高齢化の本格的な到来は社会構造の急激な変化を招き、地方自治体を取り巻く環境も大きな変革期を迎えております。また、先の東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故被害では、不測の事態に直面する中で、的確さとともに速やかな対処が問われたことは記憶に新しいところです。

これから迎える時代は、未経験、未解決の課題へ対処する場面が、ますます増加することが想定されます。これから策定する総合計画に対しては、新たな時代とその変化に対応していくことのできる力、特に町政運営のマネジメント力と町民と行政の協働力を一層向上させる役割を期待するところであります。

現計画は平成 25 年度に目標年次を迎えることから、平成 26 年度以降におけるあらたな町政運営の指針となる基本的な計画として、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向をあらためて定めるために策定する、第 6 次総合計画（基本構想及び前期基本計画）について、審議会の意見を求めるものであります。

3 答申書

阿計審第1号
平成25年11月28日

阿見町長 天田富司男 殿

阿見町総合計画審議会
会長 岩井浩一

阿見町第6次総合計画（基本構想及び前期基本計画）について（答申）

平成24年8月29日付け阿企財第118号で諮問のあったこのことについて、当審議会で慎重に審議した結果、町政運営の指針となる基本的な計画として妥当であると判断し、答申いたします。

なお、計画の推進にあたっては、当審議会の審議過程及び町民討議会などを通して寄せられた多くの町民の意見を尊重するとともに、特に次の事項に配慮されるよう要望します。

付 帯 意 見

1. 町からの情報発信力を高め、町の課題や施策の進捗状況等が広く共有される状態を実現することにより、みんなで考え、行動するまちづくりを目指すこと。
2. 組織を超えた連携や町民との協働を推進し、複雑化・高度化する課題への対応力を高めることにより、町民が豊かさを実感できるまちづくりを目指すこと。
3. 総合的かつ計画的な施策展開するにあたり、行政のマネジメント力を高めるとともに、健全な財政運営に努めること。また、自主的・自立的な町政運営を推進し、継続的に発展するまちづくりを目指すこと。

4 阿見町総合計画の策定等に関する条例

○阿見町総合計画の策定等に関する条例

平成 24 年 3 月 12 日条例第 1 号

阿見町総合計画の策定等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向について示された町政の運営指針となる基本的な計画であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 社会情勢等の背景と町政における課題を踏まえ、町政における基本理念と進むべき方向を示すことにより、長期的な町政の運営指針となるものをいう。

(3) 基本計画 施策の目標、体系及び展開方針を示すことにより、中期的な町政の運営指針となるものをいう。

(策定の理念)

第 3 条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政の運営に当たるものとする。

2 町長は、総合計画を策定するに当たっては、町民の意見を十分に聴くものとする。

3 町長は、総合計画の策定過程において、次に掲げる事項を、適宜、議会に報告するものとする。

(1) 総合計画の策定方針

(2) 総合計画の策定状況

(3) 総合計画の概要

4 町長は、総合計画の策定後、基本計画に掲げた施策を実現するために実施する事業とその時期を示し、短期的な町政の運営指針を明らかにするものとする。

(総合計画の変更)

第 4 条 町長は、総合計画が社会情勢等の背景又は町政における課題に対応できるものとなるよう留意し、必要に応じてその内容を変更するものとする。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(計画の整合)

第 5 条 基本計画は、基本構想に基づき策定するものとする。

2 個別分野における施策の基本的な事項を定める各種計画は、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 6 条 町長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、阿見町総合計画審議会条例（昭和 45 年阿見町条例第 4 号）第 1 条に規定する阿見町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 7 条 町長は、基本構想を策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の議決に係る議案の提出は、前条の諮問に対する答申があった後に、これを行うものとする。

(総合計画の公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(検討)

2 町は、この条例の施行後平成26年9月30日までの間に、総合計画の策定に係る町民の意見を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。この場合において、同日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、この条例は、同日限り、その効力を失う。

(阿見町環境基本条例の一部改正)

3 阿見町環境基本条例（平成21年阿見町条例第5号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

5 阿見町総合計画審議会条例

○阿見町総合計画審議会条例

昭和 45 年 2 月 10 日条例第 4 号

改正

平成 14 年 6 月 25 日条例第 13 号

阿見町総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、阿見町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ阿見町計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会の議員

(2) 学識経験者

(3) 各種団体等

(4) 一般町民

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる事業案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 6 月 25 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 阿見町総合計画審議会委員名簿

条例による区分	氏 名	所 属	備 考
町議会の議員	倉 持 松 雄	阿見町議会 議長	
	柴 原 成 一	阿見町議会 副議長	
	久保谷 実	阿見町議会 総務常任委員会 委員長	
	諏訪原 実	阿見町議会 民生教育常任委員会 委員長	
	難 波 千香子	阿見町議会 産業建設常任委員会 委員長	
学識経験者	伊 丹 一 浩	茨城大学農学部 地域環境科学科 准教授	
	岩 井 浩 一	茨城県立医療大学 副学長	会長
	野 口 美恵子	東京医科大学茨城医療センター 看護部長	～平成 25 年 7 月
	小 林 正 貴	東京医科大学茨城医療センター 内科（腎臓）教授	平成 25 年 8 月～
	米 倉 政 実	阿見町教育委員会 教育委員長	
各種団体等	吉 田 光 男	阿見町商工会 会長	
	石 引 英 世	茨城かすみ農業協同組合 代表理事 副組合長	
	山 崎 久 司	阿見町農業委員会 会長	
	北 澤 孝 雄	阿見町区長会 会長	副会長
	清 水 良 祐	阿見町民生委員 児童委員協議会副会長	
	長 沼 節 治	阿見町シルバークラブ連合会 会長	～平成 25 年 4 月
	熊 谷 和 夫	阿見町シルバークラブ連合会 会長	平成 25 年 5 月～
	大 崎 信 子	阿見町 男女共同参画社会推進会議 会長	
	藤 田 加奈子	あみ観光協会 理事	
	田 邊 勉	筑見区自治会 会長 (防災活動が顕著な団体代表)	
一般町民	稲 葉 めぐみ	公募の町民	
	岩 淵 正 伊	公募の町民	

7 阿見町第6次総合計画策定協議会設置要綱

阿見町第6次総合計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 阿見町第6次総合計画(以下「新計画」という。)の策定に必要な事項を協議するため、阿見町総合計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新計画に係る策定方針に関すること。
- (2) 新計画に係る策定体制に関すること。
- (3) 新計画を構成する基本構想及び前期基本計画の策定に関すること。
- (4) 新計画策定に係る調査に関すること。
- (5) 新計画策定に係る連絡調整に関すること。
- (6) その他新計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事項に係る事務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月2日から施行する。

別表(第3条関係)

町長 教育長 総務部長 町民部長 保健福祉部長 生活産業部長 生活産業部次長 都市整備部長 会計管理者 教育次長 消防長

8 阿見町第6次総合計画策定協議会委員名簿

職名	氏名	備考
町長	天田 富司男	委員長
教育長	青山 壽々子	
総務部長	坪田 匡弘	副委員長
町民部長	篠原 尚彦	
保健福祉部長	横田 健一	
生活産業部長	篠崎 慎一	
生活産業部次長	大野 利明	
都市整備部長	横田 充新	
会計管理者	宮本 寛則	
教育次長	竿留 一美	
消防長	川村 忠男	

9 施策別指標一覧

第1章 人がつながるまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
1111	連携から協働へ	連携事業から協働事業への移行	0/36件	24/36件	町民と連携している事業、NPO法人等へ委託している事業を協働のルールに基づく協働事業に移行する件数
1112	政策決定過程における町民の参加	公募委員割合	4.1%	10%	町施策決定過程における委員会等の委員のうち、公募による一般町民の割合
1113	協働を進めるための人づくり	講座・研修会実施参加者数(年間延べ人数)	0人/年	80人/年	町民活動センターが主催する市民活動・協働等に関する講座・研修会への参加者延べ人数
		町民活動センター相談等件数	70件/年	130件/年	ボランティア活動、NPO法人設立・運営等に関する相談件数
1114	協働のまちづくりの推進	協働事業の実施件数(協働の場で立ち上がった事業)	—	10件	ボランティア・NPO、地域、行政などが協働で行う事業件数
		協働の場の開催件数	—	24回/年	ボランティア・NPO、地域、行政などの協働の担い手たちが協働について協議し、事業を作り上げていく場の開催件数
1121	地域コミュニティの充実	行政区加入世帯数の割合(9月末現在)	83.9%	90.0%	行政区に加入している世帯数割合
1122	交流の機会・場の充実	ふれあい地区館活動の実 행정区数【2413に再掲】	11行政区	すべての行政区	地区の集会施設において、ふれあい地区館活動を実施した行政区数
		「まい・あみ・まつり」参加者数	60,000人	63,000人	「まい・あみ・まつり」参加者と来場者の2日間の延べ人数
1131	人権尊重に向けた啓発活動の推進	研修会への参加者数	25人	30人	人権擁護事業関連の各種研修会への年間町民参加者数
1132	平和行政の推進	予科練平和記念館の展覧会開催数【2415に再掲】	3回/年	4回/年	特別展(年1回)と企画展・テーマ展(年3回)を合わせた年間開催数
		予科練平和記念館のイベント開催数【2415に再掲】	11回/年	15回/年	講演会、子供向けイベント、音楽鑑賞会、史跡探訪などのイベント開催件数
1133	豊かな心を育み生命の尊さを伝える教育の充実	平和記念式典への派遣者数	8人	8人	中学2年生6名(原則、各中学校2名)と引率者2名を継続的に派遣する
		道徳教育に関する教職員の研修会	—	年1回	道徳教育に関する教職員の研修会開催回数
1141	男女共同社会の実現に向けた啓発活動の充実	男女共同参画社会講演会・講座への参加人数	427人	年間延1,000人	男女共同参画に関する講演会・講座への参加人数
		夫婦・男性向け講座の開催数	4回	10回	男女共同参画に関する、夫婦や男性を対象とした講座の開催件数
		DV相談員数	2人(兼任)	5人	ドメスティック・バイオレンス(DV)に係る相談員の設置人数
1142	男女共に参画できるための環境整備	男女共同参画センターの設置	0箇所	1箇所	男女共同参画推進及び活動の中心となるセンターの設置
		審議会等における女性委員比率	25.4%	30%	町政策決定過程における委員会等の委員のうち、女性の割合
		出前講座の実施回数(年間延べ実施数)	2回	25回	各団体等からの要望に応じ、身近な場所に赴いて行う、男女共同参画の推進に関する啓発活動の実施回数
1143	共に働きやすい環境づくり	町内従業者数の女性割合	43%(H21)	47%	町内の事業所に勤務する人のうち女性の占める割合

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
1151	国際交流活動の推進	在住外国人の交流事業などへの延べ参加者数	152人	200人	国際交流協会主催交流事業等へ参加した在住外国人の年間の延べ人数
		姉妹・友好都市交流と国際交流活動への延べ参加者数	648人	700人	姉妹・友好都市交流や国際交流活動に参加した年間の延べ人数
1161	連携事業の推進	地域連携協力協定締結件数(累計)	4件	5件	当該年度までに締結した地域連携協力協定締結数(累計)
		大学・研究機関や民間企業との連携事業数	76件	85件	委員会委員、講習会・シンポジウム、調査研究、その他連携して行う事業件数
1211	行政経営の確立	施策の目標達成率	81.1%	100%	施策評価においてA、Bランクに位置づけられている施策の割合
1212	機能的な組織運営	人口千人あたりの一般行政職員数	4.65人	4.56人	消防職などの専門的な職員を除く職員数組織の機能性・効率性の目安となるもの
1213	人材育成・人事制度	庁内研修実施回数【1231に再掲】	13回	15回	職員を対象者に町が実施する研修回数(自治研修所等が開催する研修等を除く)
1214	適正な法執行・文書管理	例規審査件数	220件	300件	例規の制定改廃を行う際の審査件数
1221	効果的・効率的な財政運営	経常収支比率	92.5%	88.7%	財政構造を示す指標で、低いほど政策的な事業を行うことができる経常経費充当一般財源/(経常一般財源総額+臨時財政対策債)×100
1222	公有財産の適正な管理・有効活用	公共施設の耐震化(小中学校は除く35棟のうち)	32棟	35棟	新耐震基準適合棟数
1223	民間活力の積極的活用	民間活力運用件数(PFI等の導入)	0件	1件	PFIやPPP等の民間を活用した事業の実施件数
1224	税収の確保	町税の収納率	93.2%	94.0%	実際に納付された額(収納済額)/確定した納付されるべき額(調定額)×100
1231	窓口サービスの向上	総合窓口サービスの満足度	未実施	60%	総合窓口を利用した町民の満足度(アンケート調査による)
		庁内研修実施回数【1213の再掲】	13回	15回	職員を対象者に町が実施する研修回数(自治研修所等が開催する研修等を除く)
1241	広報活動の充実	ホームページアクセス件数	450,945件/年	500,000件/年	町公式ホームページのトップページへの年間総アクセス件数
1242	広聴活動の充実	広聴会等における延べ参加人数	788人	2,300人	行政区広聴会に参加した延べ人数 ※過年度を含む当該年度未までの累計参加人数
1243	情報発信の強化	ソーシャルメディア等による情報伝達手段数	0件	5件	行政情報を伝達するために活用するツイッター等のソーシャルメディア件数
1244	統計情報の充実	ホームページによる情報提供件数	34件	40件	ホームページで提供している統計情報の件数
1251	適正な情報公開制度の運用	不服申し立て件数	0件	0件	情報公開制度における不服申し立ての件数
1252	適正な個人情報保護制度の運用	訂正の請求件数	0件	0件	個人情報の訂正の請求件数
		不服申し立て件数	0件	0件	個人情報保護制度における不服申し立ての件数
1261	地域情報化の推進	電子申請届出に対応するサービス数	58件	65件	インターネットによる証明書や手続き申請の件数
		いばらきデジタルマップの掲載地図数	3件	8件	パソコン上で閲覧できる行政関連地図数
1271	広域事務事業の強化	広域事務処理件数	6件	7件	他市町村と協力して実施する事務事業の件数
1272	他の自治体との相互協力	他自治体との協定締結数【4213に再掲】	0件	2件	災害時相互応援協定等、他自治体との協定を結んだ件数

第2章 人を育むまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
2111	健康づくりの推進	健康教育実施回数	64回	76回	疾病予防・健康づくりに関する教室の実施回数
		生活習慣病予防食の試食配食数	1,277食	1,500食	健康診査やさわやかフェアにおいて試食として配布する、がん予防食や減塩食の数
2112	健康診査・健康相談の充実と活用	大腸がん検診精密検査受診率	77.3%	82.0%	大腸がん検診精密検査受診者数 / 大腸がん検診要精密検査者数 × 100
		大腸がん検診受診者延べ人数	2,832人	3,100人	大腸がん検診を受診した延べ人数
		健診結果説明会参加者延べ人数	126人	150人	健診の結果説明会に参加した延べ人数
2113	母子保健事業の充実	生後4ヶ月までの乳児世帯への訪問率	90.0%	95.0%	生後4か月までに訪問指導を実施した件数 / 出生数 × 100
2114	感染症の予防	高齢者のインフルエンザ予防接種率	50.8%	55.0%	インフルエンザの予防接種を受けた者の数 / 65歳以上の対象者数 × 100
2121	総合的な健康管理の推進	特定健康診査の受診率	36.2%	60.0%	特定健康診査受診者数 / 特定健診対象者数 × 100
		特定保健指導の実施率	19.5%	60.0%	特定保健指導終了者数 / 特定保健指導対象者数 × 100
2122	国民健康保険の健全運営	収納率	91.7%	92.5%	現年度分保険税収納額 / 現年度分調定額 × 100
2131	高齢者保健事業の推進	高齢者健診の受診率	15.0%	19.0%	健康診査受診者数 / 健康診査対象者数 × 100
2132	後期高齢者医療制度の安定した運営	制度の周知媒体件数	6件	6件	後期高齢者医療制度周知媒体件数
		後期高齢者医療保険料の収納率	99.2%	99.4%	現年度分保険料収納額 / 現年度分調定額 × 100
2141	介護保険サービスの充実	介護保険サービス利用率	87.0%	90.0%	介護サービス利用者数 / 要介護(支援)認定者数 × 100
2142	介護予防事業の推進	二次予防対象者の把握数	569人	700人	介護予防のための基本チェックリストを実施し、二次予防対象者と判定された高齢者の数
		一次、二次予防高齢者施策事業	10.2%	15.0%	介護予防教室の参加者数 / 二次予防対象者数 × 100
2143	介護保険の健全な運営	保険料の収納率	98.1%	99.0%	介護保険料の現年度分収納率
		30日以内の認定決定率	85.9%	90.0%	申請日より30日以内に決定を受けた認定者数 / 認定申請者数 × 100
2151	国民年金の加入促進と受給権の確保	制度の周知媒体件数	9件	9件	国民年金制度周知媒体件数
2211	地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域福祉計画推進のための地区座談会の実施数	7行政区	66行政区	地域福祉計画推進のための地区座談会を実施した行政区数
2212	民生委員児童委員活動の充実と社会福祉協議会との連携強化	民生委員児童委員の定数	76人	78人	民生委員児童委員の定数
		民生委員児童委員研修の延べ参加者数	1,479人	1,500人	研修への参加者延べ人数
2213	災害時要支援者対策の推進	災害時要援護者支援制度登録者数	1,310人	1,500人	災害時要援護者名簿への登録者数
2221	生活支援の推進	自立している高齢者の割合	87.8%	88.0%	要介護(支援)認定を受けていない高齢者数 / 65歳以上人口 × 100
		認知症サポーター養成講座の受講者数	623人	1,500人	認知症サポーター養成講座を受講した人の数

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
2222	生きがいづくりの推進	シルバークラブ結成数	32クラブ	37クラブ	各行政区におけるシルバークラブの結成数(累計)
		福祉センターの年間延べ利用者数	56,653人	58,000人	1年間に福祉センターまほろばを利用する人の数
2231	障害者福祉サービスの充実	相談支援事業利用者数	844人	1,394人	福祉サービスの利用支援等に関し、障害者及びその家族等が行う相談支援事業所での相談者数
		相談事業者数	1施設	3施設	自立した日常生活を営むための障害福祉等に関し、障害者や家族等からの相談を受ける委託事業所数
2232	障害者の生活の安定と自立支援	障害福祉サービス受給者証の取得者数	302人	405人	障害福祉サービスのなかで介護給付及び訓練給付の支給決定を受けている障害者数
		就労訓練支援サービス受給者数	68人/月	80人/月	就労を目指すために必要な訓練の支援を受けている障害者数
2241	保育施設の充実	保育施設等入所定員	615人	800人	町内における保育所・園(公立保育所4所、私立保育園2園)、町内6カ所の定員数
		待機児童数	19人	0人	平成24年4月1日現在における待機児童数(0歳～3歳:17人、4歳～5歳:2人)
2242	保育サービスの充実	特別保育等の実施事業数	16事業	21事業	延長保育、一時保育、病後児保育、障害時保育を実施している延べ事業者数
2243	子育て支援体制の充実	すくすく広場の参加者数	4,036人	5,000人	子育ての情報交換や、親子で自由に遊ぶことができる場への参加者数
		児童館サークル参加人数(親子)	8,000人	9,000人	子育て中の親同士が中心となって、自主的に活動しているグループです。5つのサークルが活動しています。育児サークルは、乳幼児とその保護者を対象としたサークルです。
2244	放課後子どもプランの充実	放課後子ども教室の参加人数	323人	500人	町内小学校8校において子ども教室に参加する児童数
		放課後児童クラブ入会児童数	622人	700人	町内小学校8校において児童クラブに入会する児童数
2245	要保護児童対策の充実	要保護児童相談員訪問件数	119件	150件	要保護指導員による児童の状況確認及び養育指導・相談等の訪問件数
2251	医療福祉行政の充実	医療福祉費制度の周知媒体件数	3件	3件	医療福祉費制度周知媒体件数
2311	幼児教育の推進	幼稚園・認定こども園への就園率	63.2%	70.0%	3歳から5歳の幼稚園園児数/3歳から5歳の幼児数×100
2321	豊かな心と確かな学力の定着を目指した教育の推進	学校図書館の貸し出し冊数	33.1冊/人	34冊/人	児童生徒一人当たりが、年間に学校図書館から借りる本の平均冊数
		メディアリテラシー講習会の実施	0回	各校年1回以上	各学校で開催される、情報モラルに関する講習会の実施回数
		職業体験協力事業所数	平均31事業所	平均50事業所	各中学校で実施する職業体験への協力事業所数の平均
2322	学力を支える教師力の向上	教職員研修会(町単独分)	52回	52回	教職員を対象とする年間の研修回数総数
		指導室による学校訪問指導	各校年1回	各校年2回	指導法等の指導・助言を行うための指導室による学校訪問指導の回数
2323	自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進	特別支援教育支援員の配置	11人	25人	特別な教育的支援を必要とする児童生徒数に応じて配置する支援員の人数
2324	生徒指導の充実	不登校児童生徒の割合	1.3%	1.2%以下	年間30日以上欠席する児童生徒数の割合
2325	開かれた学校づくりの推進	地域の方々が参加できる各校行事の日数	平均10日	平均12日	町内の小中学校で、1年間でを行う学校公開日の平均日数

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
2331	健やかな体の育成	学校給食で茨城県産食材の占める割合【3316に再掲】	42.4%	50.0%以上	茨城県産食材品目数/学校給食食材品目数×100
		小学校体力テスト(A+B)の割合	47.6%	52.7%以上	県で実施している「体力テスト」A～E、5段階評価のうちのA・Bにあてはまる小学生の割合
		中学校体力テスト(A+B)の割合	61.2%	61.4%以上	県で実施している「体力テスト」A～E、5段階評価のうちのA・Bにあてはまる中学生の割合
2332	安全・安心な教育環境の整備	学校施設耐震化率	68%	100%	小中学校校舎数(体育館含む)/耐震化された校舎数
2333	質の高い教育環境の整備	大規模改修工事実施校数	0/11校	4/11校	大規模改修を実施した学校数/小中学校(11校)
		学校再編計画の策定	—	策定済	町小中学校を対象とした学校再編計画の策定
2411	生涯学習の充実と社会参加の促進	インターネットを活用した情報提供	未導入	導入	生涯学習課専用サイトの開設やメールの配信
		達人バンク登録者数	79人	100人	達人バンク登録者数
		中央公民館の耐震化	未実施	実施済	新耐震基準に適合するために行う工事の実施
2412	公民館・ふれあいセンターの充実	公民館・ふれあいセンター定期講座申込率	88.3%	100%	定期講座申込者数/募集人数×100
2413	ふれあい地区館活動の充実	ふれあい地区館活動の実施行政区数【1122の再掲】	11行政区	すべての行政区	地区の集会施設において、ふれあい地区館活動を実施した行政区数
2414	図書館の充実	図書館資料の年間貸出点数	243,685点	250,000点	町民に、図書・雑誌・視聴覚資料を貸出した年間の点数
2415	予科練平和記念館の充実	予科練平和記念館の展覧会開催数【1132の再掲】	3回/年	4回/年	特別展(年1回)と企画展・テーマ展(年3回)をあわせた年間開催数
		予科練平和記念館のイベント開催数【1132の再掲】	11回/年	15回/年	講演会、子供向けイベント、音楽鑑賞会、史跡探訪などのイベント開催件数
2421	家庭教育への支援	家庭教育座談会への参加者数	4,641人	5,000人	各小中学校の家庭教育座談会に参加した人数(年間)
2422	地域の教育力の向上	子ども会育成連合会事業参加者数	4,190人	5,000人	子ども育成連合会事業に参加した人数(年間)
2423	青少年健全育成・体験活動の推進	学社連携事業参加人数	36,759人	40,000人	学社連携事業に参加した人数(年間)
2424	人権尊重の視点にたった生涯学習の推進	社会教育講座(人権教育)開催回数	0回	1回	教育講演会や人権講演会の開催回数
2431	活力ある生涯スポーツの振興	町民運動会の参加行政区率	81.8%	100%	町民運動会へ参加した行政区の割合
		トップアスリートスポーツ教室開催数	2回	4回	トップアスリートを招いて行うスポーツ教室の開催数
2432	スポーツ施設の充実	スポーツ施設の年間延べ利用者数	236,765人	250,000人	スポーツ施設の年間利用者数
		町民体育館の耐震化	未実施	実施済	新耐震基準に適合するために行う工事の実施
2441	文化芸術活動の推進	芸術展への出展作品数	1,783点	1,800点	出展作品の延べ数(年間)
		音楽で元気にするまちづくり事業の参加者数	2,422人	2,500人	公民館ロビー等を利用して活動する音楽愛好家によるフロアコンサートに参加した人数(年間)
2442	文化財保護	伝統芸能まつり参加団体	9団体	10団体	伝統芸能まつりに参加した団体数

第3章 暮らしを支えるまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
3111	計画的な土地利用の推進	用途地域見直し面積	0ha	109.4ha	用途地域（建ぺい率、容積率）の見直し面積
3121	市街地開発と都市施設の整備	市街化区域内の都市計画道路整備率	61.4%	66.1%	都市計画道路の改良済・概成済延長の割合
		阿見吉原地区の整備率	42.3%	94.7%	阿見吉原土地区画整理事業（東工区・西南工区）の整備率
3211	公共交通の利便性向上	デマンドタクシーの乗降客数	8,036人/年	8,600人/年	デマンドタクシー利用者数（年間）
		路線バスの乗降客数	3,373人/日	3,500人/日	JR土浦駅、荒川沖駅発着のバスの乗降客数（1日当たり）
3221	生活道路の整備・維持・管理	町道の整備の進捗率	59.2%	60.0%	町道のうち、舗装整備された道路の割合
		道路里親団体数	6団体	10団体	道路里親制度の参加団体数
3222	都市計画道路の整備	都市計画道路の供用開始率	60.5%	67.4%	町内の都市計画道路（県道等も含む）のうち、開通した道路の割合
3231	身近な公園・緑地の整備	町民一人当たりの都市公園面積	6.7㎡/人	7.5㎡/人	公園の整備水準を表す指標
3232	公園・緑地の維持管理	公園・緑地制度への登録団体数	18団体	30団体	町が管理する公園・緑地における里親登録団体数
3241	良好な住環境づくり	都市計画における地区計画決定（変更）の地区数	5地区	8地区	町内の地区計画決定（変更）の地区数
3242	町営住宅の管理・建替	町営住宅の修繕率	98.9%	100.0%	修繕依頼に対する修繕数の割合
		町営住宅使用料収納率	92.0%	100.0%	調定額に対する収入額の目標値
3251	魅力あるまち並みづくり	助成した生垣の総延長	1,379m	1,700m	助成により設置された生垣の総延長
		景観形成道路清掃等ボランティア参加団体	12団体	21団体	景観形成道路沿道において、景観維持に取り組む団体数
3311	農業振興支援策の充実	認定農業者数	48人	60人	町から認定を受け、計画的に営農を実践する農業者数
		第六次産業認定者数	0人	30人	農産物の生産から加工等を手掛け、流通・販売を実践する農業者数
3312	担い手の育成	青年就農給付金（経営開始型）支援者数	1人	10人	新規就農直後の所得確保を目的とする国からの給付金を受け、農業を実践する農業者数
		農業後継者等支援者数	—	20人	認定農業者等の後継者のうち、助成制度を活用し、営農を実践する農業者
3313	生産基盤の整備	共同活動支援交付金対象面積【4322に再掲】	280ha	340ha	地域共同による農地・農業用水・農村環境の保全に取り組む面積
3314	耕作放棄地の活用	耕作放棄地再生面積	3.5ha/年	4.4ha/年	荒廃した農地を再生して、農地としての機能を取り戻した面積
3315	環境に配慮した農業の推進	エコファーマー認定者数	52人	80人	県知事の認定を受け、化学肥料・農薬を減らす農業生産を実践する農業者数
3316	地産地消の推進	学校給食で茨城県産食材の占める割合【2331の再掲】	42.4%	50.0%以上	茨城県産食材料品目数 / 学校給食食材料品目数 × 100
3321	商業活性化の推進	従業員30人未満の事業所数	1,403所	1,450所	従業員30人未満の町内事業所数
		新商品開発事業に取り組んだ店舗数	8店舗	20店舗	町補助金を活用し、新商品開発に取り組んだ店舗数（スイーツフェア参加を含む）
3322	中小企業の経営安定化支援	自治金融に係る代位弁済数	6件	4件	自治金融の融資を受けている事業者の債務弁済数

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
3323	企業誘致	東部工業団地立地企業数	15件	22件	分譲中の阿見東部工業団地に立地を決定した企業数
		阿見吉原土地区画整理事業地内企業立地数	1件	4件	造成中の阿見吉原土地区画整理事業地内に立地を決定した企業数
3324	雇用対策の推進	事業所従業員数 (全産業)	20,896人 (H21年度)	23,000人	町内事業所の全従業者数
3331	観光資源の活用と発掘	霞ヶ浦周辺施設への観光客数	52,964人	100,000人	予科練平和記念館への年間入場者数
		新たな地域資源を活用したあみ観光協会主催事業数	3件	6件	あみ観光協会が地域資源を活用して主催した事業総数
		霞ヶ浦湖岸の桜の本数【4325に再掲】	24本	70本	技術研究本部土浦試験場進入路, 島津小公園, 桜堤の桜の本数
3332	観光PRの推進	年間入込み客数	3,743,500人	4,000,000人	あみプレミアム・アウトレット・予科練平和記念館への年間入場者数
		あみ観光協会HPへのアクセス数	11,944件	18,000件	あみ観光協会HPを閲覧するためにアクセスした件数

第4章 安全・安心のまちづくり

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
4111	安全でおいしい水道水の供給	給水普及率	84.7%	88.3%	給水人口 / 阿見町の総人口 × 100
4112	水道事業の健全経営	上水道料金収納率 (現年度分)	98.8%	99.5%	納付された年度内水道料金 / 年度内水道使用料 × 100
		有収率	92.4%	92.8%	年間有収水量 / 年間配水量 × 100
4121	公共下水道の整備	接続率	94.3%	98.9%	下水道使用者数 / 下水道整備済区域内人口 × 100
4122	公共下水道の健全経営	使用料金収納率	98.1%	99.3%	納付された使用料金 / 年間使用料金賦課額 × 100
4123	農業集落排水事業の健全経営	接続率	59.7%	90.0%	農業集落排水接続者数 / 整備済人口 × 100
		使用料金収納率	87.5%	92.5%	納付された使用料金 / 年間使用料金賦課額 × 100
4124	高度処理型合併処理浄化槽の普及推進	合併処理浄化槽の人口割合	42.0%	63.7%	浄化槽を使用するもののうち, 合併処理浄化槽使用者の割合
4131	河川環境の保全と整備	河川清掃への参加者数	169人	184人	河川清掃等への参加者数
4132	都市排水路の整備・管理	都市排水路整備延長	39.0km	44.9km	雨水排水対策のために整備を行った排水路の延長
4211	地域防災力の向上	自主防災組織の訓練実施率	23%	46%	防災訓練を実施した自主防災組織の割合
		自主防災組織の結成率	98.4%	100%	自主防災組織(行政区単位)を結成した割合
4212	防災機能の整備	防災備蓄確保量	18,000食	22,000食	災害に備えた食糧備蓄量
		同報系防災無線整備率	0%	100%	同報系防災行政無線の整備割合
4213	災害時応援協定の締結	民間事業者との協定締結数	20件	30件	民間事業者と災害協定を結んだ件数
		他自治体との協定締結数【1272の再掲】	0件	2件	災害時相互応援協定等, 他自治体との協定を結んだ件数

コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
4221	常備消防体制の充実	消防車両の充足率	75%	75%	現有台数 / 基準台数 × 100
		消防水利の充足率	62.8%	75%	現有数 / 基準数 × 100
4222	非常備消防体制の充実	消防団員充足率	85.0%	90.0%	消防団員数 / 条例定数 × 100
4223	予防消防の充実	立入検査回数	213件	250件	一定規模以上の防火対象物及び危険物施設に対する年間の立入検査実施件数
4224	救急体制の充実	「救命入門コース」の導入	3校	11校	受講した小中学校と町立小中学校数
		救急救命士の計画的な養成	12人	15人	救急救命士を常時、救急車に搭乗させることができる体制に必要な人数
4225	消防の広域化	稲敷地方広域市町村圏事務組合との消防広域化	—	達成	平成27年4月1日 広域化を目指す
4231	地域医療体制の充実	乳幼児健診等への医師等派遣数	48人	48人	東京医科大学茨城医療センターから乳幼児健診に派遣された医師数
		茨城県立医療大学との連携事業数	3件	4件	茨城県立医療大学と連携により実施した健康づくり事業の数
4232	救急医療体制の充実	病院群輪番制実施日数	365日 / 年	365日 / 年	土浦協同病院・国立霞ヶ浦医療センター・東京医科大学茨城医療センターが交代で夜間の救急医療診療を実施している日数
		小児輪番制実施日数	349日 / 年	362日 / 年	近隣の総合病院が交代で実施（夜間の一部）する小児科の救急医療診療日数
4241	交通安全対策の充実	交通安全教室の参加者数	3,300人	10,000人	小中学校・保育所・幼稚園等における交通安全教室の受講者数
		交通安全教室開催数	14回	100回	小中学校・保育所・幼稚園等における交通安全教室の開催数
4242	交通安全施設の充実	信号機設置数（累計）	100基	110基	茨城県警察による阿見町内の信号機設置箇所数（累計）
		ゾーン30の指定箇所数（累計）	1箇所	3箇所	茨城県警察による阿見町内のゾーン30の指定箇所数（累計）
4251	防犯意識の普及啓発等による防犯体制の強化	防犯活動支援団体件数	35件	50件	自警団への防犯用品の貸出件数
		青色防犯パトロールの回数	96回	140回	青色防犯パトロールの年間実施回数
4252	安全な地域づくりのための環境整備	LED防犯灯数	653灯	5,000灯	阿見町内のLED防犯灯数
		管理不全な空き家の数	280棟	110棟	条例に基づく指導等が必要とされる空き家件数
4261	安全な消費生活の推進	消費者向け研修会参加者数	521人	700人	消費生活センターで実施している研修会の参加者数
4311	地球環境保全の推進	町内公共施設における温室効果ガス排出量	3,404 t -CO ₂	3,233 t -CO ₂	町が保有する施設から排出される温室効果ガス（CO ₂ ）の排出量
4321	豊かな森林の保全	身近なみどり整備面積（累計）	115ha	150ha	森林環境保全のため、荒廃した森林の再生整備を実践した面積
		造林面積	2ha / 年	4ha / 年	健全な森林育成のため、地権者が森林整備を実践した面積
4322	農村環境の保全	共同活動支援交付金対象面積【3313の再掲】	280ha	340ha	地域共同による農地・農業用水・農村環境の保全に取り組む面積
4323	霞ヶ浦の保全	霞ヶ浦の水質検査のCOD	7.8mg / l	6.5mg / l	霞ヶ浦の水質の状態を表す数値
4324	河川の水質保全	河川の水質検査のCOD	5.6mg / l	4.0mg / l	清明川の水質の状態を表す数値
4325	霞ヶ浦の水辺の整備・再生	霞ヶ浦湖岸の桜の本数【3331の再掲】	24本	70本	技術研究本部土浦試験場進入路、島津小公園、桜堤の桜の本数

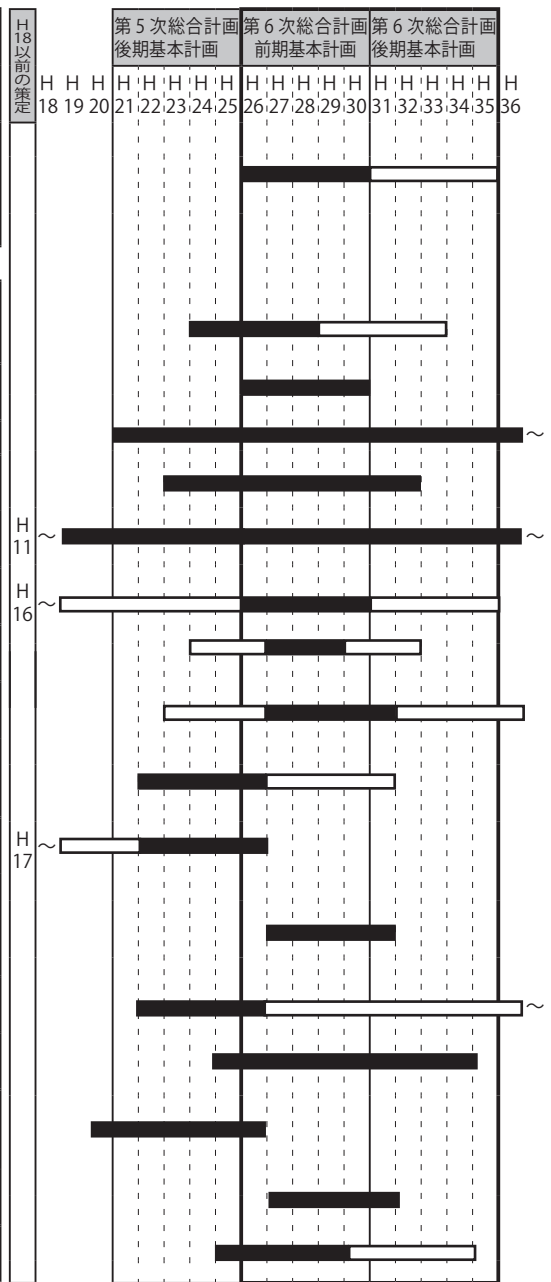
コード	個別施策	指標名	現況 (平成24年度)	目標 (平成30年度)	指標の説明
4331	環境美化の推進	空地の雑草の苦情件数	255件	100件	空地の雑草の繁茂により、町に寄せられた苦情の件数
		不法投棄パトロールで回収したごみのポイ捨て等	29.9t	25t	不法投棄パトロールによる年間のポイ捨てごみ収集量
4332	動物愛護の普及啓発	町に保護された犬・猫の数	22匹	10匹	飼い主がいらない犬・猫として、町が保護した頭(匹)数
		道路上の犬・猫死体処理数	145匹	80匹	年間の犬・猫死体処理数
4333	環境対策の推進	騒音・振動・悪臭などの苦情件数	13件	6件	騒音・振動・悪臭などの発生により、町に寄せられた苦情の件数
4341	ごみの減量化・リサイクルの推進	ごみの資源化率	12.0%	20%	資源化量 / ごみの総量 × 100
		ごみの総量	19,463t	18,000t	年間のごみ総量
4342	ごみ処理施設の適正な運営・維持管理	排出ガスなどの排出基準達成率	100%	100%	年間の基準値内調査結果数 / 調査回数 × 100
		中期運営計画に基づく維持補修工事の進行率	31.4%	100%	工事済み件数 / 計画全体の工事件数 × 100

10 計画体系一覽

計画名称	所管		策定年月	計画期間		次期計画期間	根拠法			国の上位計画
	部	担当課		開始～終了年度	終了年度		開始～終了年度	終了年度	名称	条項等
第6次総合計画 (前期基本計画) (後期基本計画)	総務部	企画 財政課	H26.3	H26～H30	H31～H35		阿見町総合計画 の策定等に関する 条例	第3条第1項	義務	国土交通省 国土交通省

人がつながらるまちづくり	第2次男女共同参画プラン	町民部	町民活動推進課	H24.3	H24～H28	H29～H33	男女共同参画推進基本法	第13条第3項	義務	内閣府
	行政改革大綱	総務部	企画財政課	H26.3	H26～H30	未定	-	-	-	-
	人材育成基本方針	総務部	総務課	H21.3	H21～未定		-	-	-	-
	職員数適正化計画	総務部	企画財政課	H23.4	H23～H32	未定	-	-	-	-
	町界町名地番整理基本計画	総務部	総務課	H11.3	H11～随時修正		-	-	-	-
人を育むまちづくり	あみ健康づくりプラン21(第2次)	保健福祉部	健康づくり課	H26.3	H26～H30	未定	①健康増進法 ②食育基本法	①第8条第2項 ②第10条	①努力義務 ②努力義務	厚生労働省
	長寿福祉計画・介護保険事業計画(第5期)	保健福祉部	社会福祉課	H27.3	H27～H29	H30～H32	①介護保険法 ②老人福祉法	①第117条第1項 ②第20条の8	①義務 ②義務	-
	地域福祉計画	保健福祉部	社会福祉課	H27.3	H27～H31	H32～H36	社会福祉法	第107条第1項	努力義務	-
	障害者基本計画・障害福祉計画	保健福祉部	障害福祉課	H22.3	H22～H26	H27～H31	①障害者基本法 ②障害者総合支援法	①第11条第3項 ②第88条第1項	①義務 ②義務	厚生労働省
	次世代育成支援対策行動計画後期計画	保健福祉部	児童福祉課	H22.3	H22～H26	未定	次世代育成支援対策推進法	第8条第1項	義務	厚生労働省
	子ども・子育て支援事業計画 ※次世代育成支援対策行動計画からの切替	保健福祉部	児童福祉課	H27.3	-	H27～H31	子ども・子育て支援法	第61条第1項	義務	内閣府 文部科学省 厚生労働省
	特定事業主行動計画	総務部	総務課	H22.3	H22～H26	H27～未定	次世代育成支援対策推進法	第19条第1項	義務	-
	教育振興基本計画	教育委員会	学校教育課	H25.3	H25～H34	未定	教育基本法	第17条第2項	努力義務	文部科学省
	町立学校施設耐震化基本計画(補強優先版)	教育委員会	学校教育課	H20.8	H20～H26	未定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条		-
	町立学校再編計画	教育委員会	学校教育課	H27.3	H27～H31	予定なし	-	-		-
	生涯学習推進計画	教育委員会	生涯学習課	H25.3	H25～H29	H30～H34	教育基本法	第17条第2項	努力義務	文部科学省

		県の上位計画	
名称	計画期間	名称	計画期間
21世紀の国土のグランドデザイン（第5次全国総合開発計画）	H22～H27	いきいきいばらき生活大県プラン（茨城県総合計画）	H23～H27
国土利用計画（第四次）	H20～H29	茨城県国土利用計画（第四次）	H21～H29
第3次男女共同参画基本計画	H23～H27	第2次男女参画基本計画（いきいき いばらき ハーモニープラン）	H23～H27
-	～	-	～
-	～	-	～
-	～	-	～
-	～	-	～
健康日本21（第2次）	H25～H34	第2次健康いばらき21プラン	H25～H29
-	～	いばらき高齢者プラン21	H27～H29
-	～	茨城県地域福祉支援計画	H21～H25
障害者基本計画	H25～H29	新しいばらき障害者プラン	H24～H29
次世代育成支援に関する当面の取り組み方針	H15～	大好きいばらき新エンゼルプラン21	H17～H26
子ども・子育て支援法に基づく基本指針	～	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	H27～H31
-	～	-	～
教育振興基本計画	H21～H30	いばらき教育プラン	H23～H27
-	～	-	～
-	～	公立小中学校の適正規模について（指針）	～
教育振興基本計画	H20～H29	いばらき教育プラン 第4次茨城県生涯学習推進計画	H23～H27



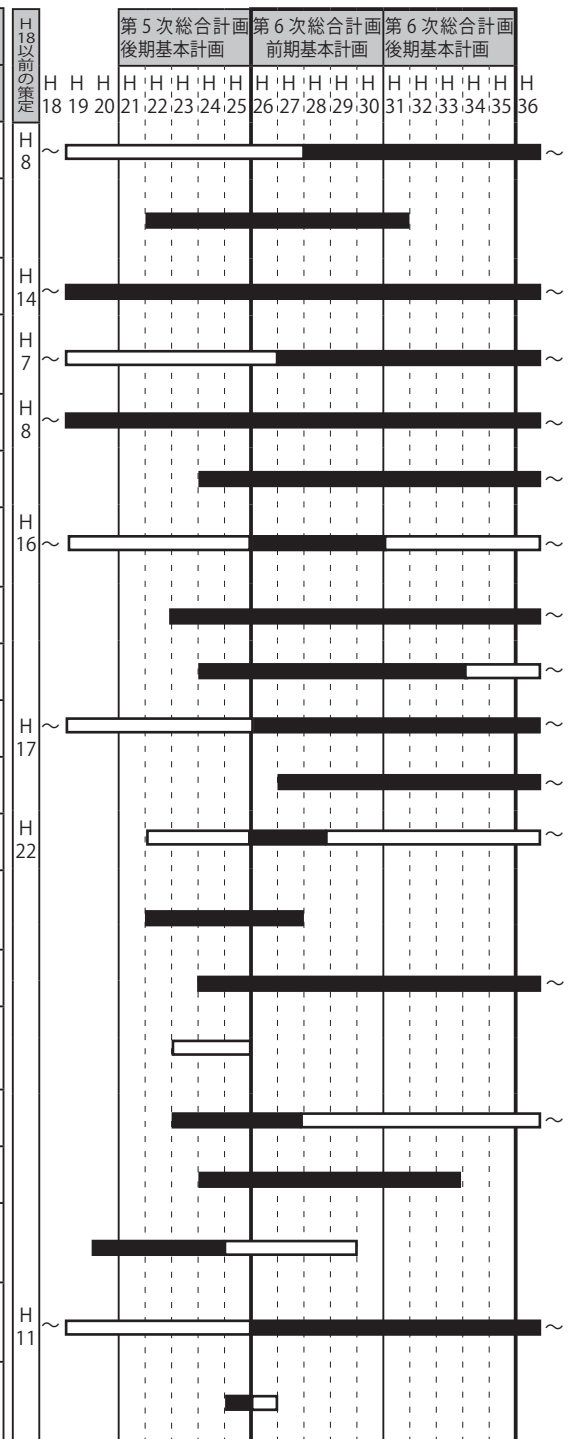
	計画名称	所管		策定年月	計画期間		次期計画期間	根拠法			国の上位計画
		部	担当課		開始～終了年度	終了年度		開始～終了年度	終了年度	名称	
暮らしを支えるまちづくり	都市計画マスタープラン	都市整備部	都市計画課	H28.3	H8～H27	H28～未定		都市計画法	第18条の2	義務	国土交通省 国土交通省
	地域公共交通総合連携計画	都市整備部	都市計画課	H22.3	H22～H31	未定		地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条1項	できる	-
	緑の基本計画	都市整備部	都市計画課	H14.3	H14～未定			都市緑地法	第4条	できる	-
	公共賃貸住宅再生マスタープラン	都市整備部	都市施設管理課	H27.3	H27～未定			-	-		-
	景観整備計画	都市整備部	都市計画課	H8.3	H8～未定			景観法	第8条	できる	-
	かわまちづくり計画	生活産業部	商工観光課	H24.2	H24～未定			-	-		-
	農業振興地域整備計画	生活産業部	農業振興課	H26.3	H26～H30	H31～H35		農業振興地域の整備に関する法律	第8条	義務	-
	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	生活産業部	農業振興課	H23.11	H23～未定			農業経営基盤強化促進法	第6条第1項	できる	-
森林整備計画	生活産業部	農業振興課	H24.4	H24～H33	H34～未定		森林法	第10条の5	義務	農林水産省	
安全・安心なまちづくり	水道施設整備基本計画	都市整備部	水道課	H26.3	H26～H36	未定		-	-		厚生労働省
	(仮称) 公共下水道整備計画	都市整備部	下水道課	H27.3	H27～未定			-	-		-
	地域防災計画	総務部	交通防災課	H26.3	H26～H28	H29～未定		災害対策基本法	第42条第1項	義務	内閣府
	耐震改修促進計画	都市整備部	都市計画課	H22.5	H22～H27	未定		建築物の耐震改修の促進に関する法律	第5条第7項	努力義務	-
	国民保護計画	総務部	交通防災課	H19.2	H24～未定			国民保護法 ^{※1}	第35条第1項	義務	総務省
	除染実施計画	生活産業部	放射能対策室	H25.7(改定)	H23～H25	予定なし		放射性物質汚染対処特措法 ^{※2}	第36条	都道府県にのみ義務付け	-
	第9次交通安全計画	総務部	交通防災課	H24.2	H23～H27	H28～未定		交通安全対策基本法	第26条第1項	努力義務	内閣府
	環境基本計画	生活産業部	環境政策課	H23.3	H24～H33	未定		阿見町環境基本条例	第10条第1項	義務	環境省
	第2期地球温暖化防止実行計画	生活産業部	環境政策課	H20	H20～H24	H25～H29		地球温暖化対策の推進に関する法律	第20条の3	義務	環境省
	一般廃棄物処理基本計画	生活産業部	廃棄物対策課	H26	H11～H25	H26～未定		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第6条第1項	義務	環境省
一般廃棄物処理実施計画	生活産業部	廃棄物対策課	H25.3	H25～H25	H26～H26		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第6条第1項	義務	環境省	

根拠法の正式名称

※1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

※2 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

		県の上位計画	
名称	計画期間	名称	計画期間
国土形成計画 首都圏基本計画	H20～H29 H11～H27	茨城県総合計画 茨城県都市計画マスタープラン	H23～H27 H21～H27
-	～	-	～
-	～	-	～
-	～	-	～
-	～	-	～
-	～	-	～
-	～	-	～
-	～	茨城県農業経営基盤の強化の促進に 関する基本方針	～
全国森林計画	H21～H36	霞ヶ浦地域森林計画	H24～H33
新水道ビジョン	H24～	茨城県水道整備基本構想 21	H22～H33
-	～	霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画	H22～H37
防災基本計画	H25～	茨城県地域防災計画	H25～
-	～	-	～
消防庁国民保護計画	H25～	茨城県国民保護計画	H23～
-	～	-	～
第9次交通安全基本計画	H23～H27	第9次茨城県交通安全計画	H23～H27
第四次環境基本計画	H24～H30	茨城県環境基本計画	H15～H24
京都議定書達成目標計画	H17～H24	茨城県地球温暖化対策実行計画	H23～H27
環境基本計画	～	茨城県廃棄物処理計画（第3次）	H23～H27
環境基本計画	～	茨城県廃棄物処理計画（第3次）	H23～H27



阿見町第 6 次総合計画 人と自然が織りなす、輝くまち
2014-2023

平成 26 年 3 月発行

茨城県 阿見町

〒 300-0392

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

電話：029-888-1111（代表）